

三監告示第 8 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

令和元年 12 月 19 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

1 監査の対象 平成 30 年度・令和元年度における総務部政策推進課、情報管理課、行政課、人事課、財務課、税務課、収納課及び高等教育機関設置推進室所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況

2 監査の期間 令和元年 9 月 2 日から同年 12 月 19 日まで

3 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
森 山 昭

4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成 30 年度・令和元年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 一般競争入札事務において、ホームページ等に掲載しないで、市が把握している業者にだけ通知し入札を執行している事例があった。一般競争入札の原則に従い広く入札参加できるよう周知が必要である。
- (2) 施設使用許可事務において、使用の変更や取消しがあるときは使用変更・取消申請書を提出してもらい同決定通知書を交付しなければならないが、申請書の欄外に申し出の変更・取消事項を記入している事例があった。
- (3) 市県民税の還付等についての起案文書において、還付金額、充当金額及び対象人数が修正テープで修正されている不適切な事例があった。